

この通知は移行対象事業所（事業所の利用定員が19人未満）にお送りしています。  
直近で利用定員19名以上に変更された事業所については、申し訳ありませんが、破棄していただきますようお願い申し上げます。

27福保高介第1663号  
平成28年3月23日

都内指定通所介護事業所 管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部  
介護保険課長  
(公印省略)

### 地域密着型通所介護への移行に伴う「みなし指定」の対応について【重要】

日頃より、東京都の介護保険行政の円滑な実施に御協力をいただき、ありがとうございます。

介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、平成28年4月から、利用定員19人未満の通所介護については「地域密着型通所介護」へ移行します。

これに伴う、区市町村から地域密着型通所介護に係る指定を受けたものとみなす経過措置（いわゆる「みなし指定」）について、当該事業所所在地外の区市町村の被保険者が利用している場合においては、当該事業所所在地外区市町村から受けることとなります。

つきましては、当該被保険者の利用について事業所所在地外の区市町村への連絡がまだお済みでない事業者については、下記により平成28年4月11日（月曜日）までに、当該区市町村へ情報提供をお願い申し上げます。

なお、この情報提供は「みなし指定」の効力に影響するものではありません。適切な給付管理や指定更新等の手続などにおいて、保険者との円滑な連携等を目的とするものです。

#### 記

- 1 平成28年3月末現在、事業所所在地外の区市町村の被保険者が利用しており、かつ、4月以降も利用を継続する場合（利用者の現住所は問いません。）

別紙参考様式のとおり、当該区市町村（都外の区市町村を含む）へ被保険者の氏名等について必ず情報提供していただきますようお願い申し上げます。

（例：所在地が千代田区である事業所に中央区の被保険者が利用している場合は、当該被保険者の情報を中央区へ送付する。）

- 2 送付先は、別添「情報提供先区市町村一覧」をご参照ください。

- 3 事業所所在地の区市町村及び東京都への送付は不要です。

（例：所在地が千代田区である事業所は千代田区及び東京都への送付は不要。）

#### 【お問合せ先】

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係  
電話 03-5320-4593（直通）

事業所所在地以外の区市町村が複数ある場合は、この用紙をコピーして、それぞれの区市町村に情報提供してください。

## 地域密着型通所介護事業所 被保険者利用連絡票

別紙 参考様式

情報提供先区市町村(被保険者)名

区・市・町・村



事業所所在地以外の区市町村へ送付してください。

事業所番号	事業所所在地	
事業所名	指定期間満了年月	平成 年 月
担当者名	連絡先電話番号	

当事業所は平成28年3月末現在、以下の通り、貴区市町村の被保険者が利用しておりますので、お知らせいたします。

被保険者番号及び氏名は、3月末までに契約済みで4月以降も継続して利用する利用者について記載してください。  
(上記「情報提出先区市町村」の被保険者のみ)

被保険者番号	氏名(カナ)	要介護度	被保険者番号	氏名(カナ)	要介護度
〇〇〇〇〇〇〇〇〇	トウキヨウ クロウ	要介護 3			

(例)

様式については、東京都介護サービス情報 ([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)) 内にExce形式にて掲載しています。  
東京都介護サービス情報 > 小規模な通所介護事業所の地域密着型通所介護への移行について  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/7\\_tuukai/tusho\\_minashi.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai/tusho_minashi.html)